

(一財) 全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会

## 運営委員会事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会（以下「運営委員会」という。）規程に基づき、運営委員会事務局の事務処理の基準を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

(事務局)

第2条 運営委員会に、事務局を置く。

(職員等)

第3条 職制に関する事項は、本連盟就業規則を準用する。

(文書による処理)

第4条 事務の処理は、文書によって行うことを原則とする。

(事務の決裁)

第5条 事務は、原則として担当者が文書によって立案する。

2 50万円未満の案件については、経理処理伝票によって、事務局長の決裁を受けて実施する。

3 50万円以上から200万円未満の案件は、稟議及び経理処理伝票によって、運営委員会委員長の決裁を受けて実施する。

4 200万円以上から500万円未満の案件は、稟議及び経理処理伝票によって、本連盟の財務担当副理事長の決裁を受けて実施する。

5 500万円以上からの案件は、稟議及び経理処理伝票によって、本連盟理事会の承認を受けて実施する。

6 次のものは稟議によって運営委員会委員長の決裁を受けて実施する。

- (1) 大会及び各種イベントの開催と派遣
- (2) 運営委員会委員長名の文書
- (3) その他重要な事項に関する事案

(緊急を要する事務の決裁)

第6条 緊急を要する事務の決裁は次によって処理することができる。

- (1) 事務局長が不在である場合は、事務局長が指定する職員の決裁によって処理することができる。ただし、この場合において、後日遅滞なく事務局長の承認を得なければならない。

(一財) 全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会

(2) 事務局長が不在である場合は、事務局長があらかじめ指定したものが決裁することができる。ただし、代理決裁したものは事後速やかに事務局長に報告しなければならない。

(細則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、事務局長の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改正は、全日本ろうあ連盟理事会の決議を経て評議員会に報告する。

2 この規程は運営委員会が解散した時に廃止するものとする。

附則

本規程は、2023（令和5）年4月1日から施行する。